

福島県パートナーシップ制度の導入について

報告事項

1 制度の趣旨

家族として扱われないことによる生活上の不便さを軽減し、安心して暮らせる環境づくりを進めるもの

2 制度の概要

法律上の婚姻をしていないカップル(同性、異性の事実婚)に対し、県が「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を交付する制度

届出者が扶養する子や親等についても証明する(ファミリーシップ制度を含む)

3 定義

・パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとして認め合い、日常の生活において相互に協力しながら、継続的に生活を共にする二人の関係をいう



4 届出の要件

成年に達していること(満 18 歳以上)等

外国籍でも届け出ることができる

県：証明書発行



県/市町村：行政サービス提供

5 届出書受理証明書を利用して受けられる県の行政サービス

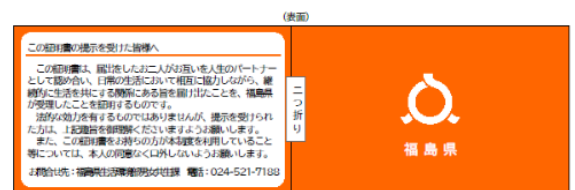
婚姻した夫婦を対象としている県行政サービスについて、県の行政裁量の範囲内において、パートナーを配偶者と同様に扱うことが可能となるものについては、申請要件や手続方法を見直すなど、届出者がサービスを受けられるよう検討・調整を進めていく

6 県内市町村との連携について

県の受理証明書を所持している方に対して市町村が提供する市町村行政サービスについては、随時県のホームページに掲載し、周知することとする

7 制度運用開始時期

2024(令和 6)年 9 月 2 日



本市で利用可能なサービスについて

1 今後の予定

「福島県パートナーシップ届出書受理証明書」を利用して、家族同様のサービスが受けられる本市の制度について照会する。

2 スケジュール

9月 市行政サービスの照会

10月 庁内調整(条例規則改正対応・要綱改正対応等の確認)

※ 順次、市行政サービス提供を開始